

「平成26年度作業報酬下限額」について

本市発注工事請負、業務委託につきましては、日ごろからご協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成25年9月3日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、平成26年度の作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項各号に掲げる特定工事請負契約及び特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、「平成26年度作業報酬下限額」を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

1 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

平成26年4月1日以降に契約を締結する次の契約等

予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力）及び指定管理業務【特定業務委託契約】

2 平成26年度の作業報酬下限額

川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

907円（時給額）

なお、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約（予定価格6億円以上の工事請負契約）に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額については、平成26年度から川崎市が使用する公共工事設計労務単価が決定した後、速やかに作業報酬審議会を開催し、答申を受けた上で決定します。（決定後、改めてお知らせします。）